

産業競争力会議ワーキンググループの開催について

〔平成26年9月18日〕
産業競争力会議議長決定

1. 我が国産業の競争力強化や国際展開に向け残された課題について分野別に集中的な議論を行うため、第2項に定める分野ごとに産業競争力会議ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。
2. WGは、「雇用・人材・教育」、「新陳代謝・イノベーション」、「国際展開」、「改革2020」の4分野ごとに開催することとし、各WGの名称は以下のとおりとする。
 - 雇用・人材・教育WG
 - 新陳代謝・イノベーションWG
 - 国際展開WG
 - 改革2020WG
3. WGの構成員は、第2項で定めるWGの分野ごとに、次のとおりとする。

ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

 - 座長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
 - 座長代理 内閣官房長官、経済産業大臣
 - 副座長 経済再生を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣及び大臣政務官
 - 構成員 産業競争力会議の構成員であって、WGの各分野に関し特に優れた識見を有する者のうち、産業競争力会議議長が指名する者
4. WGの庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。